

滋賀県働く障害者を応援する農福連携モデル事業所認定制度実施要綱新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">滋賀県働く障害者を応援する農福連携モデル事業所認定制度実施要綱</p> <p>第1条 省略</p> <p>(認定要件)</p> <p>第2条 認定の対象は、県内に所在する農業に関わる事業者または障害福祉サービス事業所等であり、次に掲げる実績のいずれかを有していることとする。</p> <p>(1) 農業に関わる事業者であって、農業分野で障害者雇用の実績があり、かつ福祉分野・教育分野との連携を継続的に行っている。</p> <p>(2) 農業に関わる事業者であって、農業にかかる作業を障害福祉サービス事業所へ継続して委託発注している。</p> <p>(3) 障害福祉サービス事業所であって、農業にかかる訓練を通して農業分野での一般就労への移行を実現し、かつ職場への定着に向けた支援を継続して行っている。</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業所であって、農業に関連する活動を通して、前年度において県内の平均工賃以上の工賃実績がある。</p> <p>(申請方法)</p> <p>第3条 認定を受けようとする事業所は、認定申請書（様式第1号）を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課または農政水産部農政課に提出するものとする。</p> <p>第4条～第9条 省略</p> <p>付則 この要綱は、平成30年8月31日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">滋賀県働く障害者を応援する農福連携モデル事業所認定制度実施要綱</p> <p>第1条 省略</p> <p>(認定要件)</p> <p>第2条 認定の対象は、県内に所在する農業に関わる事業者または障害福祉サービス事業所等であり、次に掲げる実績のいずれかを有していることとする。</p> <p>(1) 農業に関わる事業者であって、農業分野で障害者雇用の実績があり、かつ福祉分野・教育分野との連携を<u>3年以上</u>継続的に行っている。</p> <p>(2) 農業に関わる事業者であって、農業にかかる作業を障害福祉サービス事業所へ<u>3年以上</u>継続して委託発注している。</p> <p>(3) 障害福祉サービス事業所であって、農業にかかる訓練を通して農業分野での一般就労への移行を実現し、かつ<u>1年以上</u>職場への定着に向けた支援を継続して行っている。</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業所であって、農業に関連する活動を通して、前年度において県内の<u>平均賃金または平均工賃以上の工賃実績がある。</u></p> <p>(申請方法)</p> <p>第3条 認定を受けようとする事業所は、認定申請書（様式第1号）を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課または農政水産部<u>農業経営課</u>に提出するものとする。</p> <p>第4条～第9条 省略</p> <p>付則 この要綱は、平成30年8月31日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>